資料４

令和８年度　鶴岡市水防計画の主な修正内容

令和８年９月　鶴岡市市民部防災安全課

◆主な修正項目

１　新たな防災気象情報の運用の見直し等を踏まえた修正

（１）全情報名称（氾濫・大雨・土砂災害・高潮）にレベルの数字を付記

（２）レベル４相当として「危険警報」を新設（氾濫・大雨・高潮）

（３）洪水注意報・警報を廃止し、大雨に関する情報に統合

（４）洪水予報河川を対象に「レベル５氾濫特別警報」を新設

２　水防法等の改正に伴う、「氾濫通報制度」の創設及び、氾濫発生水位の設定

（１）氾濫通報制度の創設

（２）氾濫発生水位の設定

３　その他の修正

（１）地域防災計画や現状に即した消防団配備基準の見直し

（２）避難のための立ち退きの指示に関する修正

（３）気象予報等の情報収集に係る内容の追加

◆主な修正内容

１　新たな防災気象情報の運用の見直し等を踏まえた修正

修正項目	市水防計画の修正内容	対象頁
（１）全情報名称（氾濫・大雨・土砂災害・高潮）にレベルの数字を付記	新たな防災気象情報の運用の見直しに伴い、全情報名称（氾濫・大雨・土砂災害・高潮）にレベルの数字を付記する。 ・（例）氾濫注意情報　→　レベル２氾濫注意報 氾濫警戒情報　→　レベル３氾濫警報 氾濫危険警報　→　レベル４氾濫危険警報 氾濫発生情報　→　レベル５氾濫特別警報	第３章第２節 (P9～10) 第６章第２節 (P19、21) 第７章第１節 (P27～29) 第７章第２節 (P30)
（２）レベル４相当として「危険警報」を新設（氾濫・大雨・高潮）	新たな防災気象情報の運用の見直しに伴い、氾濫・大雨・高潮の情報にレベル４相当として「危険警報」を新設する。 ・【大雨】：レベル４相当の情報なし　→　レベル４大雨危険警報 【氾濫】※洪水予報河川以外の中小河川のみ レベル４相当の情報なし　→　レベル４大雨危険警報 【高潮】：高潮警報、高潮特別警報（レベル４相当）→　レベル４高潮危険警報	第３章第２節 (P10) 第６章第２節 (P18) 第７章第１節 (P27～29)
（３）洪水注意報・警報を廃止し、大雨に関する情報に統合	新たな防災気象情報の運用の見直しに伴い、洪水注意報・警報を廃止し、大雨に関する情報に統合する。 ・【氾濫】※洪水予報河川以外の中小河川のみ 洪水注意報（レベル２相当）→　レベル２大雨注意警報 洪水警報　（レベル３相当）→　レベル３大雨警報	第７章第１節 (P27) 第７章第２節 (P30)

修正項目	市水防計画の修正内容	対象頁
（４）洪水予報河川を対象に「レベル５氾濫特別警報」を新設	新たな防災気象情報の運用の見直しに伴い、洪水予報河川を対象に「レベル５氾濫特別警報」を新設する。 ・【氾濫】※洪水予報河川（大河川）のみ 氾濫発生情報（レベル５相当）→　レベル５氾濫特別警報	第７章第１節 (P28)

２ 水防法等の改正に伴う、「氾濫通報制度」の創設及び、氾濫発生水位の設定

修正項目	市水防計画の修正内容	対象頁
（１）氾濫通報制度の創設	水防法の改正に伴う、国土交通省「水防計画作成の手引き」及び山形県水防計画の修正に基づき、氾濫通報制度の記載を追加するため、次の内容を追記する。 第９章第４節　１　氾濫等の通報 河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者が、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を山形県水防支部（庄内総合支庁建設部）及び氾濫する方面の隣接水防管理者等に通報するものとする。 ※３　河川管理者が行う氾濫等の通報についての記載は、省略（新旧対照表のとおり）	第９章第４節 (P44～45)

<table>
<tr><th>修正項目</th><th>市水防計画の修正内容</th><th>対象頁</th></tr>
<tr><td>（2）氾濫発生水位の設定</td><td>水防法の改正に伴う、国土交通省「水防計画作成の手引き」及び山形県水防計画の修正に基づき、氾濫発生水位の記載を追加するため、次の内容を追記する。

第7章第2節　洪水予報

2　予報基準地点となる河川の水位観測所

<table>
<tr><th>所管</th><th>洪水予報名</th><th>観測所名</th><th>水防団待機水位</th><th>氾濫注意水位（警戒水位）</th><th>避難判断水位</th><th>氾濫危険水位</th><th><u>氾濫発生水位</u></th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">酒田河川国道事務所</td><td rowspan="2">赤　川</td><td>熊　出</td><td>2.10m</td><td>3.00m</td><td>4.30m</td><td>4.50m</td><td><u>5.90m</u></td><td></td></tr>
<tr><td>羽黒橋</td><td>2.00m</td><td>3.00m</td><td>4.20m</td><td>4.60m</td><td><u>5.40m</u></td><td></td></tr>
<tr><td>内　川</td><td>羽黒橋</td><td>2.00m</td><td>3.00m</td><td>4.20m</td><td>4.60m</td><td><u>5.40m</u></td><td>発表区分
赤川</td></tr>
<tr><td rowspan="2">山形県</td><td rowspan="2">大山川</td><td>大　山</td><td>1.70m</td><td>3.10m</td><td>3.90m</td><td>4.40m</td><td>―</td><td rowspan="2">庄　内
総合支庁</td></tr>
<tr><td>面野山</td><td>3.90m</td><td>4.80m</td><td>5.20m</td><td>5.60m</td><td>―</td></tr>
</table>
</td><td>第1章第2節
(P2)
第7章第2節
(P31)</td></tr>
</table>

※　参考　リバーキャストを運用している河川

所　管	河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
庄内総合支庁河川砂防課	京田川	三　和	2.80 m	2.90 m	3.00 m	3.30 m
	藤島川	藤　島	3.20 m	3.30 m	3.50 m	4.20 m
	黒瀬川	黒瀬川	2.00 m	2.20 m	2.30 m	2.80 m

３　その他の修正

修正項目	市水防計画の修正内容	対象頁
（１）地域防災計画や現状に即した消防団配備基準の見直し	令和６年３月の地域防災計画の修正において、津波注意報発表時の対応を修正し、津波注意報発表時に避難指示を発令するため、第１次非常配備体制とし、災害対策本部を設置することとしたため、それに伴い、消防団配備基準の津波注意報の区分を、「準備体制」から「警戒体制・特別警戒体制」に見直すもの。 「準備体制」及び「注意体制」の配備内容について、地区詰所と定義されている施設が一部のポンプ庫にしか存在しないことや携帯電話の普及により自宅にいなくても連絡体制をとることが可能なため、次のとおり修正する。 ・準備体制　消防団水防隊は、連絡及び情報収集等を行う体制とする。 ・注意体制　消防団水防隊は、水防資機材の確認等を行い、出動に備える体制とする。	第３章第２節 (P9)
（２）避難のための立ち退きの指示に関する修正	水防法の改正に伴う、国土交通省「水防計画作成の手引き」及び山形県水防計画の修正に基づき、次の内容を追記する。 第13章　第１節　避難のための立ち退きの指示 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への避難、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待機その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。	第13章第１節 (P55)

修正項目	市水防計画の修正内容	対象頁
（３）気象予報等の情報収集に係る内容の追加	国土交通省「水防計画作成の手引き」及び山形県水防計画の内容に合わせ、気象予報等の情報収集のため、次の内容を追記する。 第８章　第２節　水位観測 5　気象予報等の情報収集 気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでＰＣやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。 ※（1）～（3）　省略	第８章第２節 (P41～42)